

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

# 給付金

## 1. 持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種で、事業収入（売上）を得ている法人・個人の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。

### 【給付額】

法人は 200 万円、個人事業者は 100 万円

※ただし、昨年 1 年間の売上からの減少分を上限とします。

**前年の総売上(事業収入) — (前年同月比▲50%月の売上×12 ヶ月)**

### 【給付対象の主な要件】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で 50%以上減少している事業者。
- ②2019 年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- ③法人の場合は、
  - (Ⅰ) 資本金の額または出資の総額が 10 億円未満、又は、
  - (Ⅱ) 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が 2000 人以下 である事業者。

※6 月 29 日から「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」「2020 年 1～3 月に開業した事業者」の申請受付を開始しています。

詳細は以下の専用サイトをご確認ください。

### 【申請用専用サイト】

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

### 【問合せ先】

持続化給付金事業 コールセンター 直通番号：0120 - 115 - 570

IP 電話専用回線：03-6831-0613

受付時間：8 時 30 分~19 時 00 分（土曜日を除く）

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

持続化給付金申請 事前相談専用窓口 直通番号：0570-015-078

受付時間：8時30分～17時00分（平日のみ）

#### 【申請サポート会場】

持続化給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、5月12日（火）より順次、「申請サポート会場」を開設しています。必要書類のコピー（できれば現物）をご持参の上、ご利用ください。なお、「申請サポート会場」は新型コロナウイルス感染防止の観点から完全事前予約制とします。開催場所一覧は、経済産業省 HP で公開中です。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shinsei-support.pdf>

※順次情報を更新します。

#### 【事前予約の方法】

予約方法は、①Web 予約、②電話予約（自動）、③電話予約（オペレーター対応）の3パターンがあります。

##### ①Web 予約

「持続化給付金」の事務局ホームページよりご予約ください。

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

##### ②電話予約（自動）※5月18日（月）より受付開始予定

「申請サポート会場 受付専用ダイヤル」までお電話ください。自動ガイダンスで、予約方法を案内します。※その際、予約する会場の【会場コード】が必要になりますので、事前にお近くの【会場コード】をご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shinsei-support.pdf>

0120-835-130 受付時間：24時間予約可能

##### ③電話予約（オペレーター対応）

「申請サポート会場 電話予約窓口（オペレーター対応）」にて、申請サポート会場の予約を受け付けます。

0570-077-866、受付時間：平日、土日祝日ともに、9時～18時

その他、申請サポート会場にお持ちいただく資料などの詳細は、「持続化給付金」の事務局 HP または、経済産業省 HP をご確認ください。

【持続化給付金の事務局 HP】 <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

【経済産業省 HP】 <https://www.meti.go.jp/covid-19/shinsei-support.html>

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

## 2. 家賃支援給付金

感新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした自粛要請等によって売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となっている地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給します。以下の専用サイトでご確認いただき、活用をご検討ください。

専用サイト <https://yachin-shien.go.jp/>

### 【給付対象者】

中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する方に、給付金を支給。

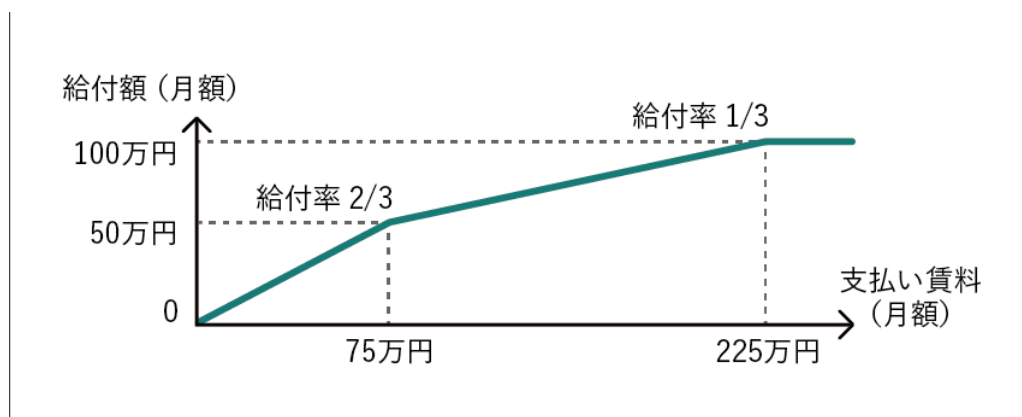
- ①いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

法人は、資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者を対象とし、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象とします。  
個人事業者は、フリーランスを含み、幅広く対象とします。

### 【給付額】

申請日の直前1か月以内に支払った賃料などをもとに算定された金額が、給付されます。  
（法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円）

・法人の方

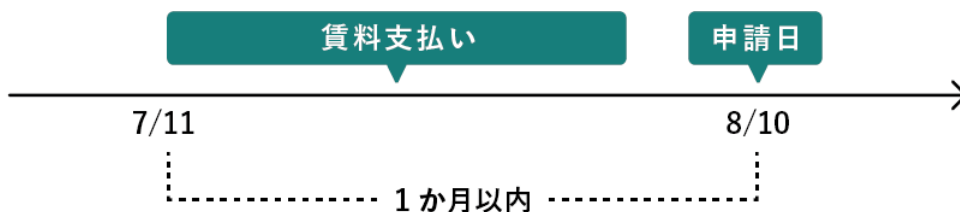


※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

給付額は、申請日の直前1か月以内に支払った金額を算定の基礎とします。

給付額の上限は月額100万円となります。

例)給付金の申請を8月10日におこなった場合において、7月11日から8月10日までに、賃料として支払った金額をもとに算定します。

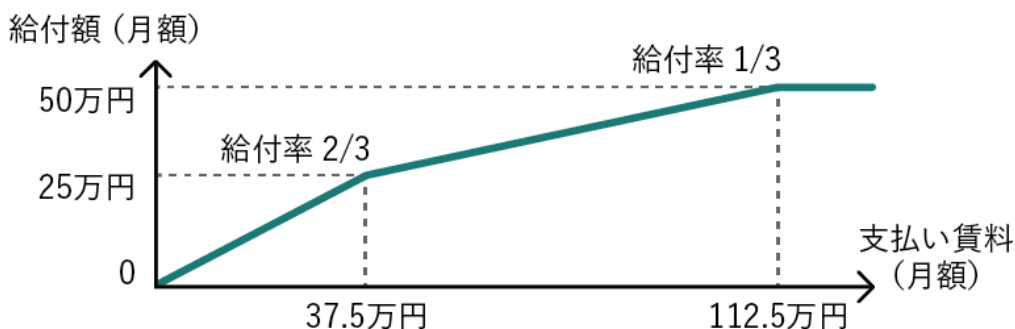


※申請日が8月10日の場合、算定の基準となる対象の期間は7月11日から8月10日となります。

給付額の算定の基礎となる賃料

- ① 申請日の直前1か月以内に支払った賃料が75万円以下の場合  
賃料の2/3を6倍した金額を給付します。
- ② 申請日の直前1か月以内に支払った賃料が75万円を超える場合  
賃料の上限75万円の2/3（50万円）を6倍した金額（300万円）と、支払った賃料のうち75万円を超える金額の1/3を6倍した金額の合計を給付します。ただし、給付額は最大で600万円となります。

・個人の方

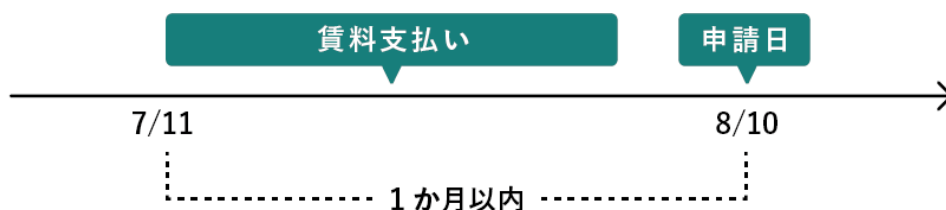


給付額は、申請日の直前1か月以内に支払った金額を算定の基礎とします。

給付額の上限は月額50万円となります。

例) 給付金の申請を8月10日におこなった場合において、7月11日から8月10日までに、賃料として支払った金額をもとに算定します。

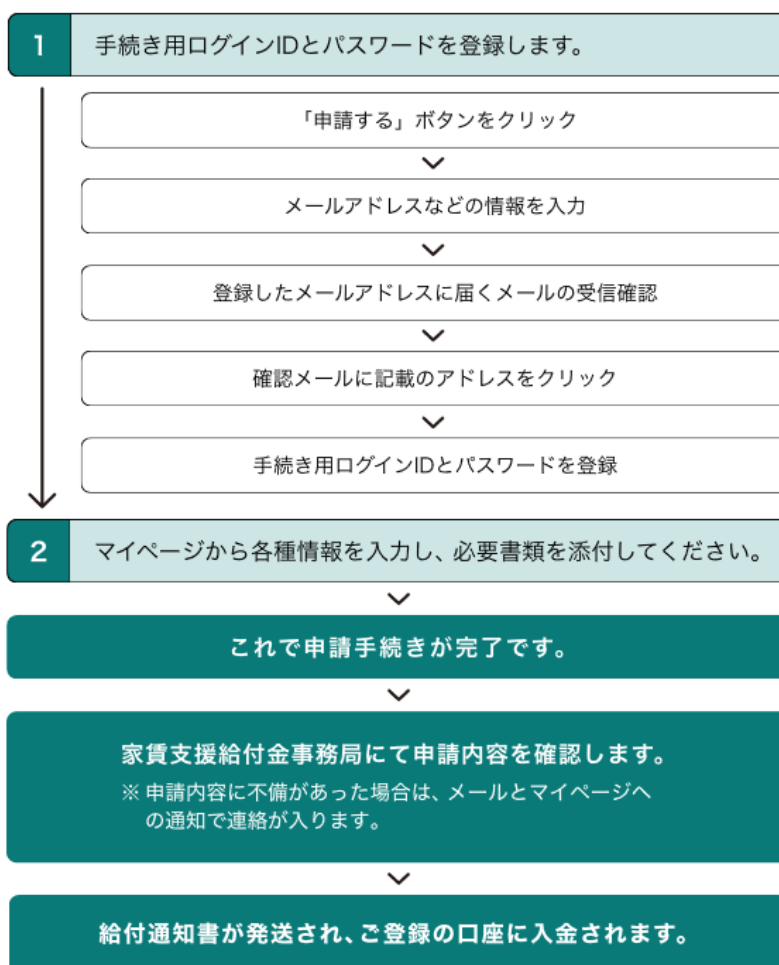
※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい



※申請日が8月10日の場合、算定の基準となる対象の期間は7月11日から8月10日となります。

- ① 申請日の直前 1 か月以内に支払った賃料が 37.5 万円以下の場合  
賃料の 2/3 を 6 倍した金額を給付します。
- ② 申請日の直前 1 か月以内に支払った賃料が 37.5 万円を超える場合  
賃料の上限 37.5 万円の 2/3（25 万円）を 6 倍した金額（150 万円）と、支払った賃料のうち 37.5 万円を超える金額の 1/3 を 6 倍した金額の合計を給付します。ただし、給付額は最大で 300 万円となります。

#### 【申請の流れ】



※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

## 【必要書類】

### ・法人の方

#### 1. 宣誓項目

①	<a href="#">自筆の誓約書</a>
---	------------------------

※ 給付金の申請にあたり、代表者の方に誓約いただく内容として、「誓約書様式（フォーマット）」をご確認いただき、署名をしていただいた上で、添付（アップロード）をお願いします。

#### 2. 売上に関する書類

①	2019年分の <a href="#">確定申告書別表一の控え</a>
②	<a href="#">法人事業概況説明書の控え</a>
③	<a href="#">受信通知</a> （※e-Taxにて申告をおこなっている場合のみ）
④	<a href="#">申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳など</a>

※ 売上の減少を確認するにあたって、原則にあてはまらない方でも、給付の対象となる場合があります。売上を確認するために添付する書類が、原則の場合の書類と異なる場合があります。詳しくは、[例外](#)をご確認ください。

#### 3. 賃貸借契約に関する書類

①	<a href="#">賃貸借契約書の写し</a>
②	<a href="#">直前3か月間の賃料の支払実績を証明する書類</a>

※ 賃貸借契約ではない契約によって土地または建物を使用・収益している場合や、申請に必要な書類がない場合であっても、例外として申請をおこなうことができます。詳しくは、[例外](#)をご確認ください。

#### 4. 口座情報に関する書類

①	給付金の <a href="#">振込先がわかる口座情報</a>
---	----------------------------------

\* 申請にあたって、対象要件をご確認の上、書類をスキャンまたは撮影した画像をご準備ください。中小法人等・個人事業者等によって書類が異なりますので、ご注意ください。

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

## ・個人の方

### 1.宣誓項目

①	<a href="#">自署の誓約書</a>
---	------------------------

※ 給付金の申請にあたり、代表者の方に誓約いただく内容として、「誓約書様式（フォーマット）」をご確認いただき、署名をしていただいた上で、添付（アップロード）をお願いします。

### 2.売上に関する書類

①	<a href="#">確定申告書第一表の控え</a>
②	<a href="#">所得税青色申告決算書の控え</a> （※月別売上の記入のある2019年分の控えお持ちの方）
③	<a href="#">受信通知</a> （※e-Taxにて申告をおこなっている場合のみ）
④	<a href="#">申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳など</a>

※ 売上の減少を確認するにあたって、原則にあてはまらない方でも、給付の対象となる場合があります。売上を確認するために添付する書類が、原則の場合の書類と異なる場合があります。詳しくは、[例外](#)をご確認ください。

### 3.賃貸借契約に関する書類

①	<a href="#">賃貸借契約書の写し</a>
②	<a href="#">直前3か月間の賃料の支払実績を証明する書類</a>

※ 賃貸借契約ではない契約によって土地または建物を使用・収益している場合や、申請に必要な書類がない場合であっても、例外として申請をおこなうことができます。詳しくは、[例外](#)をご確認ください。

### 4.口座情報に関する書類

①	<a href="#">振込先がわかる口座情報</a>
---	-----------------------------

### 5.本人確認に関する書類

①	<a href="#">本人確認書類の写し</a>
---	---------------------------

## 【申請サポート会場】

家賃支援給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うこ

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

とが困難な方のために、7月15日より順次、「申請サポート会場」を開設しています。

「申請サポート会場」の一覧は、

[https://yachin-shien.go.jp/docs/pdf/support\\_list.pdf](https://yachin-shien.go.jp/docs/pdf/support_list.pdf)

からご確認ください。

「申請サポート会場」では、「申請補助シート」に基づいて、補助員が電子申請の入力サポートを行います。ご記入の上、申請サポート会場までお持ちください。

なお、「申請サポート会場」は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、事前の来訪予約が必要となっています。申請補助シートの印刷や来訪予約は、

<https://yachin-shien.go.jp/support/index.html>

から行うことができます。

なお、上記サイトからのご予約を基本としていますが、インターネットを利用したご予約が難しい方向けに電話予約も受け付けています。

「家賃支援給付金申請サポート会場電話予約窓口」

0120-150-413

受付時間：9:00～18:00（土日・祝日を含む）

\*会場・商工会議所へのお問い合わせはご遠慮ください。

\*電話番号はお間違えのないようお願いいたします。